

会費等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本プロテニス協会（以下「本協会」という。）定款第10条に基づき、正会員、準会員、又は賛助会員、の入会金及び会費等について定めるものである。

(入会金及び年会費)

第2条 定款第10条に定める入会金及び会費については以下のとおりとする。ただし、ナショナルチームメンバー(元を含む)、全日本テニス選手権タイトルホルダー、今年度・前年度全日本選手権シングルス/ダブルス/ミックス本戦出場者/でJTAプロ登録済みの選手で理事会が承認した者の入会金、賛助会員の入会金、また、名誉会員の入会金及び年会費は収めることを要しない。

(1) 正会員

① 入会金 32,000 円

② 年会費

JPTA 年会費 27,600 円

(シニア会員 10,000 円、プレーヤー会員 25,000 円

また会員規程第14条による資格の更新を受けられなかった会員（ノンライセンス会員）25,000 円)

USPTA 年会費 15,000 円

(2) 準会員

① 入会金 2,100 円

② 年会費 8,000 円

(3) 賛助会員

① 個人年会費 一口 20,000 円 (口数を制限しない)

② 法人年会費 100,000 円

2. 準会員が正会員になるときは、入会金の差額を納めなければならない。

3. 事業年度の途中で入会した正会員、準会員又は賛助会員の年会費は、月割りとすること又は理事会の決議によってこれを減免することができる。

(会費等の納入)

第3条 この法人に入会した正会員、準会員及び賛助会員は入会決定通知を受けた2週間以内に、入会金及びその事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2. 正会員、準会員及び賛助会員は、毎事業年度の会費としてその事業年度の4月末日までに、この法人所定の方法により納入しなければならない。

3. 一度納入された入会金、年会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(年会費延滞金)

第4条 正会員、準会員が毎事業年度の4月末日までに会費を納入しなかった場合、下記の延滞金を徴収する。

納入月	4月末日まで	5月～7月	8月～10月	11月～1月	2月～4月
準会員	0円	300円	600円	900円	1,200円
JPTA 正会員	0円	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
USPTA 会員	0円	500円	1,000円	1,500円	2,000円

(資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務)

第5条 正会員、準会員又は賛助会員が事業年度途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

(会費の使途)

第6条 第2条の入会金及び年会費は毎事業年度の公益目的事業及び管理部門(法人会計)のために2分の1ずつ使用するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会費等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める

附 則

この規程は公益法人設立の登記の日から施行する。

一部改定 平成26年6月16日

第2条改定

条件を満たしたプレーヤー会員の入会金を免除する旨を加筆

(1)正会員について、入会金を30,000円から、資格更新料を2,500円からそれぞれ改定。

(2)準会員について、入会金を2,000円から改定。

令和6年6月21日

第2条改定

JPTA 資格更新料(2,600円)を削除し、年会費を25,000円から27,600円に改定。またシニア会員10,000円、プレーヤー会員25,000円、また会費規程第14条による資格の更新を受けなかった会員(ノンライセンス会員)25,000円を追記